

重大事態への対応マニュアル（鴨島第一中学校）

I いじめによる重大事態の発生（疑いを含む）

（重大事態とは）

- ・被害生徒が一定期間欠席（30日目安）することを余儀なくされている場合
- ・被害生徒が自死する可能性がある，身体に重大な傷害を負うなど，生命にかかわる場合
- ・金品等に重大な被害が生じた場合
- ・被害生徒が精神性の疾患を発症した場合 等

II 市教育委員会に報告

- ・学校又は市教育委員会のどちらが主体になるかの判断をする。市教育委員会から徳島県教育委員会に報告する。
- ・マスコミへの対応
窓口を一本化（対応者：教頭）し，正確な情報と丁寧な対応をする。

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が主体となっていく場合）

- ①既存の学校設置組織「いじめ防止対策委員会」
組織構成（管理職・生徒指導担当教員・教育相談担当教員・教務主任・学年主任・養護教諭・学級担任・教科担任・部活動担当教員等）
 - ②①の組織に適切な専門家（スクールカウンセラー・学校医・青少年補導センター職員・学校評議員など等）を加えた調査組織
 - ③第三者組織（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察経験者・少年補導員・弁護士・精神科医・学識経験者等）
- ・公平性・中立性の確保のため，②または③の組織が調査の主体になり客観的な事実確認を行う。どちらが主体になるか，すみやかに決定する。調査の実施に当たっては，市教育委員会と連携して行う。
 - ・学校は，いじめを受けた生徒及びその保護者に対して，事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた生徒及びその保護者に対して，適時・適切な方法で説明する。
 - ・調査結果については，学校は市教育委員会に報告し，市教育委員会から市長に報告する。

IV 被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害生徒，保護者に①から⑥を説明する。
- ・被害生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査主体
 - ③調査時期・期間
 - ④調査項目
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供

V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）・市教育委員会を実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）
 - ①文書情報の整理
 - ②アンケート調査の実施
 - ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。
 - ④情報の整理

VI 調査結果を市教育委員会に報告する

- ・市教育委員会から県教育委員会，吉野川市長に報告する。

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的なケアを行う。
- ・被害生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動の助言と指導を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。